



茨城県報

第 1 0 3 1 号

平成11年 2 月 4 日

木 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●保険薬剤師の登録(保険課)	1
●第二種大規模小売店舗に関する公示(2件)(商業流通課)	2
●保安林の指定(2件)(林業課)	2
●土地収用法による事業の認定(2件)(用地課)	3
●道路の区域の変更(道路維持課)	4
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市整備課)	4
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市整備課)	5
●指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正(出納第一課)	5
●軽油取引税に係る特定業者の指定取消し(県税事務所)	5
●換地処分の届出(土地改良事務所)	6
●土地改良法に基づく換地処分(土地改良事務所)	6
●土地改良事業の適当決定(土地改良事務所)	6

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告(生活文化課)	6
●県営土地改良事業計画の変更(3件)(農地管理課)	7
●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課)	8
●都市計画法による命令(建築指導課)	8
●軽油取引税に係る免税証の無効(県税事務所)	9

告 示

茨城県告示第116号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成11年2月4日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名	登 録 記 号 番 号	登 録 年 月 日
武 智 洋 一 郎	茨薬3415	平成11年 1 月 2 1 日



茨城県告示第117号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条の2の第3項の規定により、公示する。

平成11年2月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称

株式会社 カスミ

2 建物の名称及び所在地

カスミ古河店

茨城県古河市原町237番地

茨城県告示第118号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成11年2月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称

株式会社カワチ薬品

2 建物の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品 常陸大宮店

茨城県那珂郡大宮町泉字仲村田521番6外

茨城県告示第119号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成11年2月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 保安林に指定する森林の所在場所

石岡市大字染谷字女竜1854番15

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、霞ヶ浦地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び石岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第120号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成11年2月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 保安林に指定する森林の所在場所
つくば市柴崎字浦山384番1
- 2 指定の目的
公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、霞ヶ浦地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及びつくば市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第121号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成11年2月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 十王町
- 2 事業の種類 十王町入野霊園整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
茨城県多賀郡十王町大字山部字入野及び字十殿地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
十王町役場

茨城県告示第122号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成11年2月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 伊奈町

2 事業の種類 伊奈町歴史公園整備事業及びそれに伴う附帯事業

3 起業地

(1) 収用の部分

茨城県筑波郡伊奈町大字南太田字赤坊地, 字赤坊地台, 字赤坊地墓, 字腰巻溜井墓, 字石橋, 字猪尻, 字猪ノ尻, 字猪の尻, 字堀田, 字堀田墓, 字天地口, 字正畝窪及び字天神下, 大字戸茂字裏耕地, 字天神下及び字加うぶ, 大字南太田戸茂ヨリ飛地字裏耕地, 大字南太田元戸茂ヨリ飛地字裏耕地, 大字南太田元三島村戸茂ヨリ飛地字裏耕地, 大字戸茂元板橋村南太田ヨリ飛地字天神下並びに大字戸茂南太田ヨリ飛地字天神下地内

(2) 使用の部分

なし

4 土地収用法第 2 6 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

伊奈町役場

茨城県告示第 1 2 3 号

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 1 項の規定に基づき, 道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は, 平成 1 1 年 2 月 4 日から 3 0 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 1 1 年 2 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 美浦栄線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
竜ヶ崎市八代町字尾坪台 3 5 6 5 番地先から	旧	メートル —	メートル —	
竜ヶ崎市八代町字稲塚 3 8 7 9 番地先まで	新	最大 233.4 最小 20.7	780	バイパス 新 設

茨城県告示第 1 2 4 号

土地区画整理法(昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号)第 2 9 条第 1 項の規定に基づき, 陽光台土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので, 同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 1 1 年 2 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 理事を退任した者

氏 名	住 所
中 村 正 三	茨城県猿島郡境町 6 2 6 番地

茨城県告示第125号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、田尻土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成11年2月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 田尻土地区画整理組合
 事 務 所 の 所 在 地 日立市助川町1丁目1番1号日立市役所内
 施 行 地 区 日立市田尻町字立下, 字寺前, 字中島, 字東内, 字鈴道, 字赤羽の各一部
 施 行 期 間 自 平成3年3月7日
 至 平成12年3月31日
 設立認可の年月日 平成3年3月7日

2 変更認可の年月日 平成11年2月4日

茨城県告示第126号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の3で告示した地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第1項に規定する指定金融機関及び同条第4項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し、平成11年2月12日から施行する。

平成11年2月4日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第2 収納代理金融機関 2 県内に本店が所在し県外に所在する店舗で収納事務を取り扱う金融機関の店舗及び県外に本店が所在し県内に所在する店舗で収納事務を取り扱う金融機関の店舗の表中

「 | 日本信託銀行株式会社土浦支店 | 土浦市桜町1-7-5 | 」を削る。

茨城県告示第127号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので、茨城県県税条例施行規則(昭和34年茨城県規則107号)第33条の3の規定により告示する。

平成11年2月4日

茨城県土浦県税事務所長 依 田 連

県 名	特約業者の氏名又は名称	主たる事務所又は事業者の所在地	特約業者の指定の取消し年月日
茨 城	有限会社 ウエタ	茨城県石岡市東田中1202番地	平成10年12月1日

茨城県告示第128号

平成10年12月9日付け江土改指令第20号で認可した八代地区の更正換地計画については、豊田新利根土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成11年2月4日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 田 村 勝 治

茨城県告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営ほ場整備事業玉川中流地区（第2換地区）に係る換地処分をした。

平成11年2月4日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 雨 沢 誠

茨城県告示第130号

関城町長齋藤和夫から平成10年11月18日付けで認可申請のあった西保末地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成11年1月14日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成11年2月4日

茨城県下館土地改良事務所長 木 澤 英 雄

1 縦覧に供する書類

西保末地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成11年2月5日から平成11年3月5日まで

3 縦覧の場所

関城町役場

公 告

◎特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成11年3月29日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目1番33号すいさん会館4F）において公衆の縦覧に供する。

平成11年2月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成11年1月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ビスターりさとみ会

3 代表者の氏名

古田土 勇

4 主たる事務所の所在地

茨城県久慈郡里美村折橋横川1 4 4 4 番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもや青少年、ボランティア活動等を行う人々に対して、援助や学習等に関する事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

◎県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営水府地区土地改良事業（農用地造成）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成11年2月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営水府地区土地改良事業変更計画書写し（農用地造成）

2 縦覧の期間

平成11年2月5日から平成11年3月5日まで

3 縦覧場所

水府村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営水府地区土地改良事業（区画整理）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成11年2月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営水府地区土地改良事業変更計画書写し（区画整理）

2 縦覧期間

平成11年2月5日から平成11年3月5日まで

3 縦覧場所

水府村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営水府地区土地改良事業（農業用道路）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成11年2月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営水府地区土地改良事業変更計画書写し（農業用道路）

2 縦覧期間

平成11年2月5日から平成11年3月5日まで

3 縦覧場所

水府村役場

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成11年2月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

ひたちなか市三反田字東塙3466番1, 同番2, 3468番, 3469番, 3470番, 3475番, 3476番, 字塙370番イ, 同番ロ

2 事業主の住所及び氏名

水戸市三の丸1丁目4番16号

株式会社 テール

代表取締役 染 谷 秀 道

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岩井市大字上出島字南原1137番1の一部, 1150番1の一部, 1150番4の一部

2 事業主の住所及び氏名

大阪府大阪市福島区大開4丁目1番186号

レンゴー株式会社

代表取締役 長谷川 薫

◎都市計画法による命令

次の建築物は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反しているので、平成11年1月26日付けで同法第81条第1項の規定に基づき除却を命じた。

平成11年2月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業者の住所氏名

龍ヶ崎市松葉1-9-4

高 野 勝 彦

2 所在地

龍ヶ崎市若柴町庚申塚2121-28

3 建築物の概要

そろばん教室 鉄骨造1階建

延床面積約25平方メートル

●軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成10年12月1日以降無効とする。

平成11年2月4日

茨城県江戸崎県税事務所長 下河辺 幸 夫

用 途	種 類	記号及び番号	枚 数	有 効 期 間	販売業者の住所又は氏名
農 業	200リットル	H 515605 ~ H 515610	6 枚	平成10年11月9日 ~ 平成11年11月8日	新利根町堀川264 中桐石油店



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)